

特別養護老人ホーム 楽寿荘 入所契約書

令和7年4月

（以下「契約者」という）と社会福祉法人楽寿会（以下「事業者」という）は、契約者が特別養護老人ホーム楽寿荘（以下「ホーム」という）における居宅及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料を支払うことについて次のとおり契約（以下「本契約」という）締結します。

第一章 総則

第1条 （契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居宅及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という）は別紙『入所利用説明書』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 （施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について契約者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 事業者は、6ヶ月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうか調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条 （介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて契約者に対して、入浴、排せつ等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条 （介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は、契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一．契約者に対する食事の提供
 - 二．契約者が選定する特別な食事の提供
 - 三．契約者に対する理美容サービス
 - 四．別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理
 - 五．別に定める教養娯楽設備の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、（ ）のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条 （運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして事業者、契約者との遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 料金

第6条 （サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、入所利用説明書に定める

所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。

- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は入所利用説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は入所利用説明書に定める食事代（自己負担額）と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は入所利用説明書に定める居住費を事業者に支払うものとします。
- 5 前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月15日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 6 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条 （利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金及び前条3項に定める食事代の標準自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明したうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第8条 （事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携

し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため契約者に対して、定期的に避難。救出その他必要な訓練を行うものとします。

4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。

6 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、これを完結した日から5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第9条 (守秘義務)

1 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 事業者は、第19条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとする。

第四章 契約者の義務

第10条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。

3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損

もしくは変更した場合には、事故の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 11 条 （契約者の禁止行為）

契約者は、ホーム内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一．決められた場所以外での喫煙
- 二．サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 三．その他決められた以外の物の持ち込み

第 12 条 （ハラスメント対策について）

- 1 ハラスメント防止のための指針の作成し、従業員に対して、ハラスメントに関する研修を実施します。
 - 2 従業員が報告・相談しやすい体制の整備を行います。
 - 3 ハラスメントに対する法人内での適切な対応を図ると共に、事業所内に責任者を選定しています
 - 4 契約者及びその家族等が以下のハラスメントに当たる行為があった場合には、契約解除となる場合があります。
 - イ）暴力又は乱暴な言動（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ・物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声、大声を発するなど
 - ロ）セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
 - ・従業員の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、女性のヌード写真を見せるなど
 - ハ）精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ・大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける。「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する。家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする。特定の従業員に嫌がらせをする。
- 二）その他
- ・従業員がハラスメントと感じる行為

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 13 条 （損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減ずることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 14 条 （損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない自由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 15 条 （事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。
その際、1 ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第 6 条第 5 項の規程を準用します。

第六章 契約の終了

第 16 条 （契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一．契約者が死亡した場合
- 二．要介護認定により、契約者の心身状況が要支援又は、要介護 1、要介護 2 と判定された場合。但し、特例入所の要件に該当及び契約者が平成 27 年 3 月 31 日以前からホームに入所している場合は適用されません。
- 三．事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四．施設の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五．ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六．第 17 条から第 19 条に基づき、本契約が解約又は解除された場合

第 17 条 （契約者からの中途解除等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。
この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第 5 条第 3 項、第 7 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 6 条第 5 項の規程は、本条に準用されます。

第 18 条 （契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することができます。

- 一．事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- 二．事業者もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三．事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四．他の利用者が、契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条 （事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
一．契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告

- げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二. 契約者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三. 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四. 契約者が、連続して 90 日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 五. 契約者が、介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- 2 前項の規定契約の終了後、退所までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

第 20 条 （契約の終了に伴う援助）

- 1 本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、前条の場合を除き、契約者の希望により、事業者が契約者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。
- 一. 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設の紹介
 - 二. 居宅介護支援事業者の紹介
 - 三. その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
- 2 前条の規定により契約が解除され、契約者がホームを対処する場合には契約者の希望により、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第一号から第三号に定める援助を契約者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

第 21 条 （契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、90 日以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。
- 2 前項における入院期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づき所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。
- 3 第 18 条第 4 号による事業者からの契約の解除があった場合であっても契約者が入院後概ね 3 ヶ月以内に退院すれば、退院後も再びホームに優先的に入所できるよう努めるものとします。

第 22 条 （居室の明け渡しー精算ー）

- 1 契約者は、第 16 条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実

施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 10 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は、前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第 20 条第 1 項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまでに居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第 1 項の場合に、1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については第 6 条第 5 項を準用します。

第 23 条 （残置物の引取等）

- 1 契約者は、本契約が終了した場合、契約者の残置物があり場合に備えてその残置物の引き取り人（以下「代理人」）を定めることができます。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は代理人にその旨連絡するものとします。
- 3 契約者又は代理人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、契約者又は代理人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 4 事業所は、前項但書の場合を除いて、契約者又は代理人が引き取りに必要な相当な期間（3 ヶ月）が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を処分するものとします。但し、その処分に係る費用は契約者又は代理人の負担とします。
- 5 事業所は、契約者が代理人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金額と相殺できるものとします。

第 24 条 （一時外泊）

- 1 契約者は、事業者の同意を得たうえで、概ね 1 週間以内の期間で、ホーム外で宿泊することができるものとします。この場合、契約者は宿泊開始日の 1 日前までに事業所に届け出るものとします。
- 2 前項に定める宿泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者を支払うものとします。

第七章 その他

第 25 条 （契約当事者の変更）

契約者は契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるものとします。

第 26 条 （苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 27 条 （協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、事業者が記名捺印
契約者が署名のうえ、契約者、事業者が各々 1 通保有するものとします。

令和 年 月 日

契 約 者
氏 名
住 所
電 話

代 理 人
氏 名
住 所
電 話

事 業 者
住 所 福島県いわき市四倉町西三丁目 14 番地の 6
事業者名 社会福祉法人 楽 寿 会
代表者名 理 事 長 木 村 守 和

事 業 所
住 所 福島県いわき市四倉町上仁井田字横川 67 番地
事業所名 特別養護老人ホーム 楽 寿 荘
事業所番号 （ 福 島 県 0 7 7 0 4 0 0 8 8 5 ）